

氏名(本籍地)	河合 純(新潟県)
学位の種類	博士(社会福祉学)
報告・学位記番号	甲第442号(甲(福)第64号)
学位記授与の日付	平成30年3月25日
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当
学位論文題目	発達障害が疑われる児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの有効な関わりと機関連携に関する研究
論文審査委員	主査 教授 医学博士 白石 弘 巳 副査 教授 博士(社会福祉学) 吉 浦 輪 副査 教授 博士(教育学) 是 枝 喜代治 副査 教授 博士(社会福祉学) 稲 沢 公 一 副査 元東京医科歯科大学臨床教授 医学博士 市 川 宏 伸

【論文審査】

文部科学省は「特別支援教育体制整備状況調査の概要」(文部科学省、2012)において、知的発達の遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が約6.5%在籍すると推計している。こうした児童生徒の少なくとも一部に、軽症の自閉症や注意欠陥多動性障害などと診断される者が含まれていることが認識されるようになってきている。従来必ずしも支援の対象とされて来なかったこれらの診断群の人々に対する支援の必要性を念頭に置き、2005年4月に発達障害者支援法が施行された。この法律の施行を受け、2007年より特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、対象となる児童生徒への個別支援計画・指導計画の作成やいじめ防止対策、福祉機関との連携その他の支援体制の整備が推進されてきた。しかし、精神障害の診断と統計マニュアル第5版(DSM-5)において、自閉性障害(Autism)、アスペルガー症候群(Asperger Syndrome)などと区分されていたこの障害が連続体(スペクトラム)と認識され、診断名が自閉スペクトラム症と変更されたことで、障害と正常範囲の線引きが困難になっている。さらに、患者数の多いもうひとつの障害である注意欠陥多動性障害(ADHD)にも同様のことが言える。学校教育現場において、従来から存在していたいじめ、不登校、暴力行為、学級崩壊などの深刻な問題の背景にも、発達障害と見られる児童生徒が関与していることが少なくない。このようなことから、問題行動の見られる児童生徒に自閉スペクトラム症やADHDのおそれがあると考えられる場合、医学的診断が重視されるようになってきた。

文部科学省は、いじめや不登校など学校が抱える問題を解消させる一助とするべく、2001年度からスクールカウンセラーを全公立中学校へ配置・派遣する制度を整えた。その後、上記の問題の他、貧困や虐待問題などへの対処も念頭に置き、2008年度からは、都道府県などに対し、学校や教育委員会などへスクールソーシャルワーカーの配置を補助する「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始した。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、心理学と社会福祉学という異なる学問領域、カウンセリングとソーシャルワークという異なる援助技術を有する専門家で、それぞれ独自の存在であるが、教員からの依頼を受けて活動するという点は共通であり、依頼される児童生徒の問題も重複している場合がある。

河合院生は、2008年から2011年までの4年間、スクールソーシャルワーカーとして学校だけでは解決することが困難な様々な事例を支援する経験をした。その中で、スクールソーシャルワーカーは、教員がスクールカウンセラーでは支援がうまくいかないと判断したときに依頼されることが少なからずあり、そのようなとき、児童生徒と保護者が学校に対してかなり対立的になっていることが多いことを経験した。そして、その背景として、教員が児童生徒の学校での問題行動の背景に発達障害を疑うと、診断を急ぎ、その結果を機械的に特別支援学級配置の要否の判断材料としたり、あるいは対応を医学的治療に委ね、児童生徒の個別性に基づく学校内での独自の教育的指導を軽んじたりする傾向が、従来に比較して強くなっているのではないかとの疑いをもった。発達障害者の学校での対応のあり方に関する調査研究は少なく、また、事業実施からまだ間もないこともあり、スクールソーシャルワーカーの支援のあり方に関する実践的研究は非常に乏しかった。

こうした状況を鑑み、河合院生は、発達障害が疑われる児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの有効な関わりと機関連携のあり方を明らかにすることを目的として一連の研究を行い、論文にまとめた。

本報告書では、以下、河合院生の提出した論文を本論文とし、本論文の内容と得られた成果、審査委員会の評価について報告を行う。

本論文の構成は以下の通りである。

- 第1章 はじめに～本研究の目的と意義～
- 第2章 学校と発達障害、自閉スペクトラム症
- 第3章 スクールソーシャルワークの定義と日本における導入の経緯
- 第4章 日本のスクールソーシャルワーカーのプロフィールと現状認識
- 第5章 著者が関わったスクールソーシャルワークの現状
- 第6章 発達障害の児童生徒に対するスクールソーシャルワーク
- 第7章 発達障害が疑われる児童生徒に対する経験豊富なスクールソーシャルワーカーの

関わりについての調査

第8章 総合考察～発達障害が疑われる児童・生徒に対するスクールソーシャルワーカーの支援～

第9章 おわりに～結論と今後の課題～

以下、本論文の流れに沿って、その概要を示す。

第1章では、研究を進める上で鍵となる二つの仮説を示した。一つ目は、発達障害が疑われる児童生徒に対し、強く受診を勧めるよりも、まずは学級、家庭などの環境調整を重視し、行動療法などを活用してできたことを評価し、自信を回復するよう支援していくことが有効な支援になること、二つ目は、発達障害に対して医療的な見方が強くなってきているが、医療機関への受診は、本人家族と十分に意思疎通を図りながら行うことが重要であること、である。こうした仮説を検証するために、自身の実践を踏まえ、学校側の問題とスクールソーシャルワーカーとしての支援の経過を整理すること、次いで、その結果を経験豊富なスクールソーシャルワーカーへの面接調査で得られた内容と比較することとし、本論文の構成について説明している。なお、本論文における発達障害の定義は、教員や家族などとの間で医学的な診断について混乱を生じさせないために、現時点での代表的な診断法として一般に認知されている DSM 分類に則るとしている。さらに、本研究の意義として、日本にスクールソーシャルワークが導入されて未だ日が浅く、発達障害の児童生徒に対する支援の有効性について実証した研究が少ないことから、本研究によって得られる知見が今後のスクールソーシャルワーク実践の発展に寄与する可能性が高いと述べている。

第2章では、学校での発達障害の問題について概観した。まず、発達障害、特に自閉スペクトラム症などの状態像は、基本特性、適応行動の問題、並存症・合併症に分けて理解され、基本特性自体を障害と見なす必要はなく、その程度が軽い場合は「発達凸凹」レベルと見なすべきであること、さらに、状態像は、事例によって、また時期によって異なる場合もあるため、個別支援が重要となることを述べた。しかし、学校現場では診断されると画一的に通級指導教室での指導を進めるという好ましくない傾向が見られている。こうした中で、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」(2012)では、指導が必要である児童生徒が小中学校の通常学級に6.3%存在すると報告され、不登校児童生徒における発達障害の割合が16.1%と報告されるなど、学校現場での発達障害が大きな問題になっていることを示した。スクールカウンセラーが導入され、医療機関への受診率が高くなっているが、学校現場において、発達障害やその疑いがある児童生徒が、不登校に陥らないようにするための支援方法についてはいまだ十分検討されていないことを明らかにした。

第3章では、まず、スクールソーシャルワークを「子どもたちの成長を阻害する障壁を取り除くことにより、一人一人が個として尊重され十分に可能性を發揮できるようにする」という理念に即して行われる社会福祉援助技術プロセスに基づいた実践と定義した。具体的な業務は文部科学省のスクールソーシャルワーク活用事業の要綱に準拠するとし、スクールカウンセリングと重複する支援もあるが、ソーシャルワークの援助技術を適切に發揮して適切な支援を行うことにより、その活動のあるべき姿を学校内外に示していくことが求められているとした。引き続き、スクールソーシャルワークの発祥以降の諸外国における現状を、アメリカ合衆国などの動向に着目し概観した。また、日本におけるスクールソーシャルワーク活用事業とその前身となる都道府県や市町村における実践の経緯と内容を整理して示した。さらに、スクールソーシャルワーク活用事業の実施開始から今日までの展開と現状について整理した。

第4章では、スクールソーシャルワーカーのプロフィールと現状認識を明らかにする質問紙調査の結果を述べた。対象は、全国の教育委員会においてスクールソーシャルワーク活用事業によって雇用されているスクールソーシャルワーカーとした（回収数246、回収率21.8%）。その結果、所有する資格は社会福祉士が最も多く110名（44.7%）、教員免許72名（29.3%）、精神保健福祉士と資格なしがそれぞれ21名（8.5%）、その他16名（6.5%）、臨床心理士6名（2.4%）の順であった。勤務形態は非常勤が66.7%を占め、嘱託を併せると9割に達した。年間勤務日数は、「50日から100日未満」が34.6%と最多であった。また、社会福祉現場経験のある者が42.7%、教育現場が32.9%であった。平均勤務年数は約3年であった。スクールソーシャルワーカーの学校での問題に関する認識については多数から「様々な理由から学校が介入することが難しい事例が増加している」などの回答が得られた。調査の結果、スクールソーシャルワーカーは、地域によらず、複雑な事例や、家庭と学校の関係修復への関与を求められている一方、十分な活動を行うことを可能にする基盤整備に課題があることが明らかとなった。

第5章では、著者がスクールソーシャルワーカーとして従事したZ市教育委員会（小学校115校、中学校57校）における2008年6月～2012年3月までの4年間の担当事例について整理した。担当数は、初回のみ面談を含め実人数202人、相談件数のべ1125件であった。2011年度の新規相談状況は54人で、そのうち発達障害は最も多く28%であった。このほかに、未診断だが疑いのある児童生徒が一定数存在すると推定された。不登校であった者22例のうち、発達障害の診断を受けていたのは5名、疑い例は14名であり、疑い例を含めると全体の86.3%が発達障害と推定された。また、著者が関わった事例のうちWISC-IIIを実施した児童生徒のプロフィールを整理し、発達障害が疑われる児童生徒において下位

検査評価点の間のアンバランスが認められる傾向があることを述べた。

第6章では、発達障害の児童生徒に対するスクールソーシャルワーク実践について、異なる3つの視点からまとめた。

まず、ADHDと診断された事例PとQの2事例を提示し、その支援経過を記載した。これらの例では、児童生徒に対し小学校から中学校1年までほぼ一貫して、叱責と罰則の強化という形での学校の指導が続いていた。具体的には、①集団での指導がうまくいかない場合、教室からの退出を求めるか、罰則を与える、②悪い行動ばかりが目に入り、他の子ども以上に頻回に注意する、③本人に対する注意を同級生の連帯責任のように話すことにより、周りからの反感を買ってしまう、④一度指導してもうまくいかない場合、次からは決めつけた指導となってしまう、などで、本人は、このような指導に対し、「自分だけ押さえつけられている」などと感じていた。また、家庭の問題に対して学校側の理解が及ばず、本人の言動に対する保護者の対応を批判することで、保護者側の学校不信を強めるという悪循環が見られていた。また、学校側が保護者の意向を無視して、医療機関での診断を促し、診断後も医療と十分な連携を取った対応をして来なかったことも関係悪化の一因とされた。

次に、よい経過を辿った支援例として、未診断の状態から医療機関を受診し診断後、学校、医療機関、保護者間において関係調整を行って、問題改善に至ったYの事例の小学校4年次から6年次までの支援経過を提示した。依頼があった当初、Yは「勉強がわからない」「教室を抜け出して、友達とトイレに隠れている。先生に怒られても怖くない」「毎日、毎日絶対母親に怒られる」などと話していたが、支援の結果、問題行動は落ちつき、小学校卒業と同時に服薬も終了し、中学校ではバスケットボールに打ち込む生活を送っていた。Yの支援に際し有効と考えられた支援技術は、(1)傾聴と非審判的姿勢、(2)ストレングス視点、(3)心理教育的面接、(4)連携と協働、(5)事例の的確な把握に基づく時宜を得た適切な支援であった。特に、(5)については、(1)受診のタイミングをはかること、(2)医療機関との連携、(3)学校への働きかけ、(4)家庭との連携、の4点におけるソーシャルワーカーの働きかけの成否が支援の経過に影響を与えたことが明らかとなった。

さらに、広汎性発達障害と診断された事例T、アスペルガー障害と診断された事例S、ADHD(混合型)と診断された事例Rという3事例を取り上げ、前項で支援の経過に大きな影響を与えるとした4つのポイントについて、具体的な援助技術の抽出を試みた。その結果、共通して(1)医療機関を受診するタイミングは症状の悪化時とし、関係機関とケース会議などを行いながら、保護者に十分な説明を行うこと、(2)医療機関との連携については、スクールソーシャルワーカーが受診に同席をするなどして、家族と学校に、医療機関の治療方針を分かりやすく伝える調整役となること、(3)学校への働きかけについては、

医療機関からの情報提供を元に「指導の際には短い単語で伝え、優先順位を決め、できたことを1つまずは褒める」などを教員に繰り返し伝えること、(4) 家庭との連携については、複数の問題を抱えている家族の状況を理解し、丁寧に寄り添いながら、信頼関係を築くこと、が抽出された。

第7章では、2013年7月13日から11月5日までの期間に、経験豊富なスクールソーシャルワーカーに対して、それぞれの援助方法を明らかにするために、半構造化面接により、①学校への働きかけ、②医療機関等との連携、③診断を必要とするタイミング、④家庭との連携、などの場面での具体的支援について尋ねた結果を報告した。分析は、テープ起こししたデータに対し、カテゴリーを軸にして検討する方法と事例を軸にして検討する方法を併用して比較し、共通する概念カテゴリーから概念モデルを作成する質的データ分析法を用いて行った。

対象は9名で、男女比2:7、年齢30代3名、40代4名、50代2名、専門分野は社会福祉士6名、臨床心理士3名であった。その結果、学校と保護者の現状に関する語りから、＜家庭に寄り添う姿勢の有無＞＜決めつけた支援＞＜保護者の望まない受診と診断＞＜保護者と教師の仲介＞という4つのカテゴリーと18のサブカテゴリーが生成された。ここから、具体的なエピソードとともに、学校において、教員が発達障害と決めつけて行う支援が、保護者との軋轢を生み、保護者の望まない受診を強く勧められたことなどによる不信感の高まりの中で、スクールソーシャルワーカーが依頼されることが少なくないという現状認識が示された。さらに、こうした状況を踏まえたスクールソーシャルワーカーの支援として、＜保護者に外部機関への受診を強要しない＞＜環境を変えていくために家庭を支援する＞＜診断後の学校と家庭の橋渡し役＞という3つのカテゴリーと12のサブカテゴリーが抽出された。ここから、スクールソーシャルワーカーの支援として、(1) 依頼を受けてから、外部機関への受診を強要せず、学校内でできることを模索し、特に児童生徒の「いいところ」を探す支援を心掛けていること、(2) 保護者への理解を示し、家庭を支援することを通じて関係を改善し、児童生徒の学校での行動を改善するように働きかけていること、(3) 医療機関を受診した場合には、積極的に医療機関と学校との間で情報の橋渡しを行い、両者の課題改善に貢献するように努めていること、などがエピソードとともに明らかとなった。

第8章では、前記の結果を概括し、今回の研究で確認されたスクールソーシャルワーカーの援助技術や、支援の成否を分けるポイントに関して、総合的に考察を加えた。考察のまとめとして、従来担任が学級単位で児童生徒を担当し、複数の要因が複雑に絡む学級課題の前に多大な負担を感じてきた状況に対し、スクールソーシャルワーカーが外部からの

支援者として、これまでの教育指導では軽視されがちであったストレングス視点での支援方法を定着させることで、学校での課題解決に向けて貢献できる可能性を示唆した。このようなスクールソーシャルワークの実践を普遍的なものとするために、今後、経験豊富なスクールソーシャルワーカーによるスーパーバイズの仕組みの整備や、スクールソーシャルワークの援助方法をガイドラインなどの形でまとめ、研修などを通じて関係者のスキルアップを図っていくことの重要性を指摘した。

第9章では、当初の著者が仮説とした、受診を急がず、教育現場で支援を工夫することの意義や医療機関受診後の連携のあり方について、妥当性や有効性が検証されたと結論し、さらに今後、地域を拡大し、さまざまな対象事例に対する支援の経過の検討することを通じて、得られた結果の定着をはかっていくことが課題であるとした。

【評価】

以上、論文内容を審査した結果、本論文に対する評価は以下の通りである。

1. 学校現場における発達障害やそのおそれがある児童生徒の問題は、現在大きな社会的問題として認識されており、本論文のテーマは非常に時宜を得たものであると言える。
2. 文部科学省のスクールソーシャルワーカー業務が開始されて間もない時期に、発達障害やそのおそれのある児童生徒の学校現場での対応に関する課題を実証的に明らかにし、スクールソーシャルワークの有効性を実践的に証明したことに、本論文の新奇性と意義が認められる。
3. スクールソーシャルワークを有効たらしめている援助技術について、自身の経験を踏まえ、質的データ分析法を用いて経験豊富なスクールソーシャルワーカーの意見を集約して比較検討し、行われるべき支援を具体的に明らかにした点に、高い実践的な意義を認めることができる。
4. スクールソーシャルワークの状況について、歴史的、制度的、先行研究などの観点から概観したことは、この分野における著者の学識の高さを反映し、同分野の研究の際の基礎資料として価値がある。

一方で、著者の臨床実践の地域は限られており、今回面接の対象とした経験豊富なスクールソーシャルワーカーの数も必ずしも多いとは言えない。著者も述べているように、今後、さまざまな地域における、さらに多くのスクールソーシャルワーカーの経験知を集約し、得られた結果の定着と深化をはかっていく余地がある。

しかし、以上の指摘は、これまで報告してきた本研究の価値を低めるものではなく、河合院生の今後の研究の成果を待ちたいと考える。

【審査結果】

以上、河合 純氏による学位請求論文の研究目的、方法、結果、考察について審査した。その結果、若干の改善の余地はあるものの、河合氏の論文は、スクールソーシャルワークの実践を行う上で、新奇性を伴う知見が見いだされ、今後さらに制度基盤を整えていく途上にある日本のスクールソーシャルワーク事業の発展に貢献する内容を含む重要な成果を上げたと判断する。結論を導くに至る論文の論理構成、行われた調査・研究の実施方法、得られたデータの分析方法、考察のいずれも、博士の学位請求論文として認められる水準に達しており、福祉社会デザイン研究科（ヒューマンデザイン専攻）の博士学位審査基準に照らし妥当な内容であることが認められる。

以上、所定の試験結果と論文評価に基づき、学位審査委員会は全員一致をもって河合純氏による学位請求論文は、本学博士（社会福祉学）(甲)の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

以上